

〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(5)

小井土 守敏・寛 さくらら

一 大妻女子大学文学部日本文学科・三 松學舎大学大学院文学研究科国文学専攻

キーワード：平家物語評判、注釈、翻刻

抄録

『平家物語評判秘伝抄』全十二巻、二十四冊のうち、第九冊「巻第五之上」及び第十冊「巻第五之下」を翻刻紹介する。本稿は、「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(4)」（人間生活文化研究 No.34、二〇二四）の続編である。『平家物語評判秘伝抄』は、江戸時代における『平家物語』研究の実態を知るうえで重要な作品であり、近時、東北大学附属図書館狩野文庫蔵本を底本とした翻刻本文が公刊された。ただし、本稿とは翻刻の方針に多少の相違もあり、オンラインジャーナルにおけるデータによるテキストの公開を目的として、その本文の翻刻紹介を行う。『平家物語評判秘伝抄』研究、ひいては、近世期における「注釈」の研究に資するものである。

一 はじめに

架蔵の『平家物語評判秘伝抄』を翻刻紹介する。本書については、「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(1)」（人間生活文化研究 No.32、二〇二二）の「略解題」、および「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(2)」（人間生活文化研究 No.33、二〇二三）の「注一」を参照されたい。

漢字に置き換えている。

2. 底本には、現在の句読点にあたる印（小さなマル）が付されているので、それらを語法や文脈により、適宜「、」や「。」に読み替えている。

3. 底本には、熟語の間に音読符（中央に縦棒）や訓読符（左寄せの縦棒）が付されているが、これを省略する。また、一部の漢字に濁音で読むこと示すための濁点が付されているが、これも省略する。

4. 底本には、まれに書き入れが見られるが、本稿においては採用しない。

5. 行頭の文字下げや、内容による意図的な改行等の体裁は、底

二 凡例

本稿では、『平家物語評判秘伝抄』の第九冊「巻第五之上」及び第十冊「巻第五之下」を翻刻する。翻刻に際して、以下の方針をとる。

1. 底本の表記を、ふりがなを含めて、現行の仮名、漢字に改める。漢字について、現行の漢字に置換可能なものは、一般的

本に倣ったが、配字配行までは底本のままではない。

6・丁変わりの表示は、底本の柱に摺られた丁数を用いている。ウェブ上で公開されている画像データとの照合に利するためである。なお、冊によっては、特に目録について、丁表示が空白の場合もあるが、そのままとする。

7・底本が虫損等により判読困難である場合、国文学研究資料館の日本古籍総合目録データベースに公開されている同版の画像を参照する。

8・翻刻にあたり、森田貴之・樋口千紘・畠中愛美編著『平家物語評判書集成』（汲古書院、二〇二四年二月）を参照させていた。

三 翻刻

平家物語評判 卷之九

（外題）

平家物語評判秘伝抄卷第五之上目録

都遷付新都ノ沙汰

月見

物怪

大庭早馬

朝敵揃

威陽宮

文覚強行

勸進帳

文覚被レ流

（目録オ）

（白）

平家物語評判秘伝抄卷第五之上

都遷付新都沙汰

（目録ウ）

治承四年六月三日、福原へ御幸なるべしときこゆ。此日来都うつり有べしときこえけれども、忽に今明のほど、は思はざりしものをとて、京中の上下さはぎあへり。剩三日と定られしかども、今一日引上て二日、になりぬ。主上三歳にして遷幸有ければ、入道相国の弟、池の中納言頼盛卿の山庄皇居になる。四日に頼盛家の賞として正二位に成給ふ。九条殿の御子息、右大将（一才）良通卿、加階越られさせ給ひけり。撰祿の臣の御子息、凡人の次男に加階越られ給ふ事、是始とぞ承る。同六月九日に新都のことはじめ有べしとて、上卿には徳大寺左大将実定卿、土御門宰相中将通親卿、奉行の弁には、前左少弁行隆、多の官人ども召ぐして、撰津国和多の松原、西の野を点じて、九条の地をわられけるに、一条より五条迄は其地有て、それより下はなかりければ、公卿僉議有て、如何有べきと申されける処に、土御門宰相中将通親（一ウ）卿の申されけるは、異国には三条の広路を開き、十二洞門を立しと見えたり。況五条迄有ん都に、などか内裏を立ざるべきと申されけるによつて、内裏造営有ける事

評曰、それ上古に此国山城に都をつくらせ給事は、人皇五十代桓武天皇の御宇に、大納言藤原小黒丸、参議左大弁紀古作美、大僧正玄慶等をつかはされて、当国葛野郡宇多村をみせられけるに、兩人ともに四神相応の地成べしと、奏聞申けるによつて、延暦十二年六月庚午の日、諸国触（二才）下されて、内裏造新有。先おはり美濃二ヶ国相寄て、殷富門を作る。若狭越中二ヶ国寄て、安

喜門をつくる。丹波の国は近国なればとて、一ヶ国して偉鑿門を作る。但馬ノ国は藻壁門を作る。播磨国は待賢門、備前ノ国は陽明門、備中備後両国は達智門を作る。阿波国は談天門、伊予国は郁方門を作り、内裏造営事終て、同十三年、十月廿三日に、天皇南都より山城の京に遷らせ給ふと見えたり。然に清盛此都をうつさせ給ふ事、王法仏法ともにやぶれり。桓武天皇此都を末代に至る迄うつさせざらん(二ウ)事を思召れ、大臣公卿諸道の才人に仰て、土にて八尺の人形をつくり、鉄の鎧甲をきせさせ給ひ、鉄の弓箭をもたせて、東山の峰に、西向に立てうづませ給ひ、末代と云とも此京、他国に遷す事あらば、汝必守護せよとて、忝も帝自靈を祭給ふ都なれば、清盛などの身として、先帝の願力を徒に破る事、是王道を破る罪一つ。又人皇五十二代嵯峨天皇、此京を他国へうつさんとし給ふ処に、先大臣公卿の心を聞召。次に人民の心を聞召ければ、(三オ)上下宜しからざるよしを奏聞申けるによつて、やめさせ給ひぬ。万乗のあるじさへ上下の心を兼させ給ひて、遷給はざる都を、清盛人臣の身としく、我意にまかせける事、王法を破る其罪二つ。上古には土地をえらひ、万民の往来煩とかなからん事をはかり、天下の上下其処の都とならん事を悦、国々より新宮造営仕ける処に、清盛我身一人の利を好、天下のものゝ困窮をいとはず、剩其土地の広狭をもわきまへず、己は先年より居室をゆるやかにかまへ、(三ウ)一天の君をば頼盛卿が山庄に入奉る事、重々の罪過三つ。次には王城の神社仏閣に至る迄、此都なからんには、衰疲に及ぶべし。然ば神道仏法自つとめを失べし。其つとめをうしなふ時は、其道終に絶ぬべし。其罪あげてかぞふるに足らず。左有ば清盛六はらに有ける時さへ、

己が住居は仙洞に百倍して、珠玉心のまゝにちりばめたり。仙洞の紫宸殿は九間四面なりしかども、清盛が南室は十三間四面に作り、西北の座敷は仁寿殿承香殿よりも広。(四オ)徒に是広きのみにあらず。景気風流成事は、十二八景をもあざむく事をたくみ、貴くしてうづたかからん事は、仙洞を目の下に見おろし、棟数の多き事は畿内の民家に等く、金銅のかざり絵花の色どりは、西方極楽も爰に見るがごとく、香蘭のけふりは愛岩の峰の雲にうつり朝のうたひもの夕の鼓声は洛外にひゞき渡り、絶せぬ磯うつ波のごとし。めづらかなる魚鳥時ならぬくだものも、いまだ帝へはあがらざれども、清盛が前には積事山のごとし。毛能(四ウ)馬逸物の鷹、大小の狗、轉る小鳥の類は洛中の男女の数より多し。此故国々へこの鳥獸の飼領をあて、山家のしづのめは木実を拾ひ、山賤の男は鹿猿の肉を運び、山田をかへすいとまを得がたし。村里の人民は、御調物の外に五穀をはこび、水辺の獵師は魚肉をさゝげ、明暮彼獸、諸鳥のために責つかはるゝ事は、公役よりもしげし。故にまづしき民是が為に先つかはれ死する者幾数と云事をしらず。あゝかなしひかな是獸をもつて人をくらはしむるに(五オ)等し。されば世に有勢もうにのゝしる時は、いづれの時代と云とも、かくのごとくの驕なきにしもあらず。故に平家此時よりの乱相世に明ならずや。されば古の聖も、たけきもの先ほろび、驕ものひさしからずと云り。此故にいづれの時と云とも、世をしらんほどの君は、日々に身を顧まし、身の憐れをつゝしみ給ひ、天下のものゝ苦あらん事を助給ふ時は、神仏に祈、天に誓はずと云とも、其世長久にして目出度かるべし。此故に清盛をば武臣として(五ウ)日本始りての悪人とは云つたへた

り。さればかゝる世には、必又それにひとしき悪人出て、共に悪行をすゝむる事有ものなれば、通親がごとくの諂人出て、異国には三条の広路をひらいて、十二の洞門をたつれば、況是は五条迄あらん都に、など内裡をたてざらんと申ける事、夫聖都と申は、全其所の広きをのみ云べからず。先第一には諸国の往来煩なく、近郡の益多くして、国の風俗賤からず、心なき草木に至る迄、其品いとゆうにして、土地水（六才）木のたよりよく、北に山をうけ南に打ひらき、東に樹林をうけ、西に山水をかたどりたるを、聖都の地とは云べし。然に通親、わづか内裡の土地一つの、其広狭をのみ知て、万乗の都となさんと、是唯入道清盛が一人の心を諂、己一分の利を貪らんが為に、天下の大難をおこすに似たり。故に後世の人、つゝしんで天下の益をはかり、末代の名譽を世にとゞめ給へ。

物怪

都を福原へうつされて後は、平家の人々夢見（六ウ）も悪く、常は心さはぎのみして、変化のものも多かりけり。ある夜入道のふし給ひたる処に、一間にはゝかるほどの面出来てのぞきければ、入道ちつともさはかず、はたとにらまへておはしければ、けすがごとくに失にけり。又或時岡の御所と申は、新なる御所なれば、大木などもなかりけるに、大木の倒るゝ音して、人二三百人ほどの声にて、一度にどつとわらふ音などし、又或時は坪内ニ死人のしやれかうべども、幾数とも限なく出て、上下へころひあひ、其中に大きな（七才）しやれかうべにあまた眼出来て、生たる人の目の様にて、入道をにらまへければ、入道も亦是をにらまへ給ふ時、けすがごとく失たりける事

評曰、是天下大乱のしるし也。古人曰、国家まさに亡とする時は、必妖孽有と云り。それ世界は天地人の三をもつて、万物和合の基とす。天地は常住不変なれども、人間は善悪有が故に、世の盛衰治乱有もの也。人間の道正しければ、天地と和合して、万物自安泰に生長して、心有ほどの者喜樂によつて、天地も自然と貞祥と云（七ウ）て、吉瑞あらはるゝ物也。悪人天下をくるしむる時は、一切みな天地の道理にたがふか故に、天地に自然と悪相有もの也。或人問て云、人間の道天地にたがへばとて、如何して天地に其心通ずべけんや。答て云、天地同根万一体と云事、是偽ならず、此理は、人は天地の氣と一氣を得て、其たましみを生ず、形は即天地をかたとつて、面は南うしろは北、左はひがし右はにし、両眼は日月、つく息引息、うこきはたらきみな是風也、身のうるほひは水、身のあたゝかなるは火也。体は地也、其外腹中の（八才）臟腑も、心の臟は火、肺の臟は金、肝の臟は木、腎の臟は水、脾の臟は土也、是皆天地の一物を受けて人となれば、全私たる物にあらず、其外天地の間に生とし生るもの、いづれも天地と一物ならずと云事なし、故に古人此理をつゞめて、天地同根万一体と云り。問云、然りといへども人間一人の悪逆によつて、いかにぞ天地万物迄に其禍通じて、世に不思議をばなしけるぞや。答曰、万物の中にては、人をもつて万物の長とす、故に入道くるしみ乱る時は、生類は申におよばず、（八ウ）心なき草木深山より流出る水迄も、みな疲衰、大海のうろくず、又は諸鳥獸までも皆おとろへくるしむかゆへに、天地にもさまぐの事あらはれ出るもの也。問曰、人間つかれくるしむ時に、如何して深山の水、江河のうろくず、心なき草木までつかれ候や。答曰、それ世間の

うるほひといふものは、人間富貴にして、食物多きより出ぬるもの也、故に繁昌する其国には、民の耕田地もこえて、草木五穀も一しほ実のるによつて、下水打水にいたる迄、虫虻わき出れば、鳥類の餌も多（九才）其上風と云ものは、世界にみちふさがるものなるによつて、彼繁昌の地のちりあくたを吹上て、人倫はなれたる野山にも、是を置時は、雨降時に至て、其所のうるほひととなり、流出る水までも、一入うるほひ深し、此故繁昌の浦には、古なき鱗も出来ぬる事、其海の水、古より濡有によつてなり、然ば心なき草木石水のたぐひさへ、人間の安き時は、其濡を蒙べし、まして況、天地に善悪のしるしなしと云事有べきや、此故につゝしむて、人々の道を正しく守り（九ウ）親には孝をつくし、君には忠をいたし、友には信をもつてし、仁義礼智を守る時は、則天地万物までをたすくるに等し、殊更一天下の主たるべき君は、猶々大道を守給ふべき事也、万物をくるしめ給時は、天地の怒をうくべし、天怒神いかりたまふ時は、何のたからも、いかなる城柳も、数万の郎等も、万億の武器も、みなもつて徒事たるべし、然に清盛かやうの不思議有事の故をしらず、俄に神仏を祈事愚と云に足らず、可様の事をみる時は、はやく身の僻事を（十才）顧て、悪事を改、天下国家に仁を施給時は、いかなる祈り其益有て、神仏も感応有べきもの也、さればもろこしに殷の湯王と申奉りし聖人の御代に、天下大きに日てりせり、湯王かなしみ思召て、大史の官に仰て御占有しに、史官占て申けるは、人をもつていけに多そなへさせ給ひなば、雨ふるべしと奏しければ、湯王仰られけるは、今日の御とがめ、我一人の罪有によれり、万民何の科あらん、所詮我万民の為にいけに多に備らんと（十ウ）

宣ひて、自身儀の御すがたとならせ給、六ケの条子を天に向て上させ給へり、一つには、朕政道に邪を行ずるか、二には万民の職を害しぬるか、三には、宮殿楼阁の長過しぬるか、四には女中より内奏多して、淫愛にひかれて、正義を害するか、五には他の賄にふけて、奸者を挙て賢徳をうづむか、六には佞人姦者の讒言を信ずるか、朕此過あらば、天我を滅すべしと、御目をふさせ給ひて、暫おはしましゝかば、俄に黒雲覆て、降雨盆をかたふくる（十一才）がごとくなりと云り、或は又、唐の太宗皇帝の時に、稲に虫付て、天下の苗かれんとするに、万民歎悲事有、太宗是を聞召、みづから田におりさせ給ひ、此虫の生じぬる事、天我をほろぼすべきが為也、何そ万民の科あらんやと云て、彼虫をとつてみづから吞せ給ひけれども、御身に恙なくして、天下の虫一夜に失て、其としは五穀猶々長生せりといへり、天下の禍も人主の御心によつて、得失をなすにあらざや、故に天地の時利も（十一ウ）人の和にしかざる事を悟給へ。

或人問曰、入道相国悪相をみらるゝ事、かくのごとくの物、外に有や、又内に有や。答曰、外に、もあらず内にもあらず、唯人の心迷に有。問曰、人悉迷有、然今相国の眼にのみ、大きな面の者見えける事いかなる理そや。答て曰、此事其故有、先入道相国常に悪事を業とし、本心をくらまし、正気散乱して、其身をのつから自物ぐるはしし、故に悪念心のかげとなつて、自然と心中にかふもの也、されば人悪事を思量すれば、必あしき夢をみるに知べし、其上（十二才）入道相国陰虚の老体なれば、火気炎上而、心火肝木を損じ、眼中正しからずして、様ぐの異形をみる事、心のかげにひかれて、悪相みゆるもの也、されば彼面、かの

しやれかうべどもあまた出ける時に、入道はたとにらまへ給へば、けすがごとくに失たると云にてしるべし、はたとにらまへぬる時に、迷乱の動氣しづまつて、本心となる故に、彼心の陰散じて外の物なし、此故に迷の前には地獄も有、又鬼形も有、悟の上には地獄鬼形もなし、され共悟の上には地獄なし何をなしたりともくるし(十二ウ)からずと云て、悪事をなす物にはあらず、悟と云は本性をさととり、迷をさとる故に本心に悪事なし、まよひをは悟ぬるが故に、罪業作る事なし、罪業作らされば、如何ぞ地獄あらんや、悟則浄土也、何ぞ外にあらんや、故に悟の前に地獄鬼形なしと云は是也

青侍が夢の事

伝曰、源氏よりの陰謀なりと云り

大庭早馬

宰相入道成頼、青侍が夢の事を伝聞て、あは早平家の代の漸すゑになると申されし事。(十三才)

評曰、此青侍が夢の事なしとて、平家の世のすゑに成ぬる事は天下に明也。なんぞ仮の夢物語を聞て、天下の治乱を勘知らんや。凡良將は往をもつて来をしるとて、過さる処にて、来るべき禍を知もの也。されども此人心不審。是も源氏に心や有けん、其上世の雑説は、是必乱の相なれば、一向にそのころえ愚なりとも云がたきものならん歟。伝曰、相模国の住人、大庭三郎景親、治承四年六月一日に、平氏侍、上総守忠清に對面する時、忠清一通の状を、大庭三郎にみする。(十三ウ)長田入道が状也。右兵衛佐頼朝、北条をかたらひ、謀叛せしむるの由をしるせり。此時忠清と深約束をなす故、常々心にかけ、北条をめにかくる故に、福原

へ早馬を立たりと云り。

伝曰、高倉宮、領旨を頼朝に下し給ひてより以来、軍師には高尾の文覚、住吉小太夫昌長、万合戦の計略を伝申、評議計謀は、北条四郎時政、藤九郎盛長ばかりぞ智覚すると云り。其後土肥次郎実平が、万事軍用を承と云り

朝敵揃

若き公卿殿上人、大庭が早馬の使を聞て、哀(十四才)とくして事の出来よかし、我先に討手にむかはんと申さるゝ事

評曰、不才不智の云事たるべし。凡敵を亡す事、彼我をはかつて、先勝て後に戦。然に今平氏に威勢よはく、主上に威徳少し。若き公卿等のむかひたればとて、何ほどの事をなすべけんや。されども此心不審。あはれ事の疾出来よかしと申す事、是其時の世をばうとむ心の有故に申事なれば、心中に如何おもひてや角は申されけん。若心中にたくみ有て申されば又、不仁不忠なるべし。いづれに(十四ウ)付ても不正の申事也

畠山庄司重能申されけるは、親うなつて候程に、北条は知候はず、自余の武士は定て重恩の者どもに候へば、討て出し候はんなど申さるゝ事いぶかし。謀有詞成べし。若しからずは時の詔言と云べし。小事積て大事となる。今の天下の位をみる時は、豈是輕ずべき事にあらんや。

伝曰、治承四年八月六日、頼朝手合の戦に、兼隆を誅せらるべきに定るに至て、頼み思召兵には、工藤介茂光、土肥次郎実平、岡崎(十五才)四郎義実、宇佐美三郎助茂、天野藤内遠景、佐々木三郎盛綱、加藤次景廉、以上七人のものを一人づゝ次第に内証に召て此度の一大事本望の事、偏に汝一人を頼思召さるゝ由

を仰られけると云り。良將の慮、実に甚深哉。

入道相国曰、平治元年に義朝かむほんによつて誅せらし時、頼朝をも誅すべかりしを、故池の禪尼の強に申されしによつて、命を助をきぬ、然に其恩のほどをも省ず、当家に向て弓を引矢をはなつ事、神明三宝の罰を蒙、天の責にあふべき頼朝かなと申さるゝ事。

(十五ウ)

評曰、尤頼朝池の禪尼のはからひによつて、命をつぎ給事有といへども、是は禪尼の厚恩にして、清盛の恩にあらず。禪尼の乞申されざるに、入道相国あはれみ有て助給はゞ、清盛の恩と謂へし。喻清盛憐有て助給ふと云とも、源家の敵と云、又は父伯父等の大敵也。如何ぞ是を徒に闇べけんや。其上入道相国、天下をかすめ、人民を勞し、法をみだり礼義をうしなふ。是天必彼を滅す時也。然は何ぞ頼朝を、天責給ふべけんや。善人が悪人を罰して、世を治、万民を安ずる時は(十六才)天も猶力をそへ給ふべき物也。書曰、中和を致て天地位し万物を育と云り此朝敵ぞろへ、むかし日本磐余命の御宇に、紀州名草の郡に蜘蛛有て、人民を害するによつて、官軍をくだされてより以来、悪右衛門督に至る迄、二十四度たりといへり。これは何も其理有。或人民を勞し、或王命をかすめ奉るによつて、是正しき朝敵たり。故其素懷を遂ずして徒にほろぶると見えたり。今此頼朝は、全王命をかすむべき心なし。只源家の廢る事を歎、父の敵を亡(十六ウ)べきの志有。其上古は心なき白鷺だに、王命といへばしたがひけると有事、是ハ中興の聖王、延喜の御門の御時也。末世と云とも聖王の威徳の、如何ぞむなしかるべけんや。然に此主上は、不義の王位を続給ひ、其上法皇上皇ともに、いま

だ世にましますなれば今よりとも、院宣を申請奉つて義兵をおこさるれば、是いづれも其理有。故に此朝敵ぞろへの事は、筆者の曉言下実の幸文なるべし

咸陽宮(十七才)

異国に先蹤をとふらふに、燕の太子丹と云しは、秦の始皇帝に囚て、いましめを蒙事十二年也。或時燕丹なみだをながして、我古郷に老母有、いとまを給つて彼をみるとぞなげきける。始皇帝あざわらつて申けるは、汝に暇を給はん事は、馬に角生、からすのかしら白く成らんを待べしと申ければ、燕丹、天にあふぎ地にふして、願は馬に角生、からすの頭白くなしてたべ、今一度本国へ帰り、母をみんといのられければ、馬に角生て宮中に来り、鳥のかしら白く成て庭前の木に栖(十七ウ)ければ、始皇帝是をみて驚ぎ、綸言かへらざる事を信じて、太子丹をなだめつゝ、本国へかへされけるが、始皇帝猶もくやみおもひ給て、秦國と燕國のさかいに、そこくと云国あり。大きなる川有。彼川にわたせる橋有、始皇官軍をさきへつかはして、太子丹がわたらん時に、此橋の落るがごとくしたゝめてわたされける事

評曰、天子に倚戲の詞なしとて、一天の主たるべき人、かゝる事を宣ふ事、是君子のいやしむところ也。馬には角なく鳥は黒き(十八才)こそ天地の常なれ。然に馬に角生、鳥の頭白くなりなば、是世のふしぎにして様少し。太子丹にいとまを給まじきといふ事ならば、たゞ其おもむきを有のまゝに申べきもの成べし。馬鳥有時は、若角も出来、頭も白く成事あらんもおぼつかなし。然ば一向に叶まじきと申べき事歟。但始皇、智略有人ならば、たとひ心中には、一生のあいだはいとまを出すまじきとおもふと云

とも、先一往は燕丹をすかすべき事也。実に老母の事をなげき給事、其志推（十八ウ）量参らせ候へば、痛しうこそ候へ。しかれども天下に今暫逆心をふくむもの少々あり。かれらを退治仕るほどは、しばし待おはしませ。其後は君が志によるべしと申て、先是をなだむべき事也。其後世しづまり、天下掌に握る時は、太子丹の志によつて、いとまをゆるすべきもの成べし。然に由なき事を宣ひ、燕丹の心をいからしむる事、是更に天下の益と成べからず。然は天子の御言には宜からざる事知ぬべし。次に太子丹天地に向て、馬の角、鳥（十九才）の頭をいのられる事、愚なるに似たり。されども此事かくあらんには、一人の老母に逢事ならん時は、たとひかなはざるみち成とも、天にも地にも祈べき事成べし。されば親に孝有ものをば、神明仏陀も憐給ひけるにや。馬に角生、鳥の頭も白成けると也。情此心を推量みるに、太子丹の祈られるによつて、天神地祇其祈に心かたふけて、是を生し給ひたるにはあらず。先太子丹の心中に孝行の志至て、信実成事ふかし。其真実と云ものは天地と等。（十九ウ）然ば太子丹の信即天神、天神の信、即太子丹也。故に天道に一通する時は、如何ぞ万物に一通せざらんや。又始皇帝は心中不信にして、無道の人なれば、是天道に違人也。天と始皇と事をあらそふ時は、始皇争か是にかつ事を得べけんや。故に自然の理によつて、馬に角生、鳥の頭白く成て、宮中には現出たり。惣じて天地自然の化生と云ども。無道の人の為には禍となり、正道の人の為には福となるもの也。此故に真実は、終に信に通じ、不信は（二十才）終に其身を滅すもの也。故に此馬の角、鳥の頭の白く成たる事は、畢竟燕丹の孝行の志より出るもの也。されば父母に孝

を尽、君に忠を尽す時は、様なき不思議の願も、其心に満べし。まして況其外の事は、心の願に満足せずと云事なし。此故に唐にては、能孝行をつくせし人は、いやしけれども天下の王となり、まづしければ天より宝を得たる事、其数多し。末代と云とも此事なきにはあらざれども、たゞ人の孝行をなす志、不信なる故也。此故に（二十ウ）其志をひるがへし孝行の道をつくし給へ。然に始皇帝、太子丹にいとまをゆるしける事は、綸言徒になしがたきによつて、其暇をゆるしながら、そこくの橋を切はつして、燕丹をころさんとの謀、更に心得がたし。左程におもひなばなど秦国のうちにて、軍兵をもつて殺さざりけるぞや。此橋近国一の大河なれば、橋をわたす事人力の労多し。然に此橋をきりおとし、往來の煩をなすのみにあらず、却て又民の公役をかさねける事其罪浅からず。次に一天の（二十一才）あるじとして、人をころす事は、たゞ世の為人の為成べし。故に一人殺す時は諸人恐をのゝき、重て人其罪をおかさざるごとくに罰を行べし。然るに始皇帝の心、諸人にかくして是をころまんとおもふ志有が故也。しかればこれ盜殺と云て盜で人をころすに等し。たとへば刃をもつて人を殺をいとひ、杖をもつて人を殺すがごとし。其死いかんぞ異事あらんや。上にこの心有時は、必世上に辻切剛盜など云悪人有物也。故に一天の君、一人の嗜欲によつて、無道の（二十一ウ）刑罰を行給事なかれ燕丹本国へ帰て、始皇帝を恨て、したかはざる事、是不智の將也如何となれば、秦と燕と争時は、螻蛄が斧をもつて龍車に向がごとし。兵法曰、敵強則降れと云り。始皇帝、燕丹の請にまかせと帰国をゆるす事、たとひ心中不実にして許たりとも、始皇帝に

一分の道理をなはる故に、其礼をのべて母に逢給ひなば、速に歸て始皇に降り、二心なきの旨をつくさるゝ時は、始皇必疑の心有べからず。兵法曰、柔よく剛を制す、柔は徳也といへり。(二十二才) 我すでにかなはざる時は、其叶はざる処の利にまかせて、敵にくんだり、信をもつて是をつくす。くだらざる時は十死、若降て敵其謀に乗する時は、一生の樂有。其理の有にまかせて身を立るを良將と云。されどもかやうの時に至て、才智神通有。今爰につくす事あたはず口伝。

田光先生に向て荊軻一大事をかたる処に、田光其身の老年なる事を申て、善兵をかたらふてまいらせんと申事私なき志也。是賢徳有ものとすべし。されども此事穴賢と申けるとて、死しける事は、道を助世を憐志なきか(二十二ウ) 故に、かゝる死をなすもの也。然ば是正道にあらず。大道よりみる時は是邪道たるべし。然ども身命をおしまず、心中に一塵も私欲を存ぜざるに似たり。此故に後世の人の耳をして、いさぎよくする事、田光が死にあらんもの也。故に此者小賢と謂べき歟

荊軻是ほどの大事をかたるとて、此事穴賢と申事智義なし。人の心をしらずして大事をかたるべからず。其上田光其身は老年也。善兵をかたらひてまいらせんと申ける上にて、此一言礼義にけむけり。是田光を疑けるが故(二十三才)也。さほどうたがはしきものならば、如何ぞこれほどの大事をばかたるべけんや。故に後世の人、うたがはしき者には大事をかたる事なかれ。始皇帝、荊軻秦舞陽に対面有事非也。さればしくはうてい臣下をもつて請とらんと云時、荊軻申けるは、全人伝にてまいらすまじきと申けるにて、はや彼等が心中に、必対面を求る事子細有にあらざや。

故に兼て其用意有て、是を請取べし。縦帝王直に御覽有とも、彼等にとりこと成たまはぬ行、いかほども有べし。されども始皇一術の得る処有て、其(二十三ウ) 難を遁給ふといへども、是又危怪の道にして実義にあらず。又始皇帝に片時の暇をまいらせし事愚と云に足らず。是大なる誤也。兵法曰、とりえてははなつことなかれと云り。速に害すべき事也。己が命をすつるのみならず、人の命まで害して、一生を空して、たま／＼もとむる敵なれば、面をみるより時をうつすべきにあらず。故に荊軻が不覺と謂べき処也。

或人問曰、荊軻、陽夫人の琴の音を聴て心をとられし事は、其曲に妙音有や、又琴(二十四才)を弾ずる人上手なるによるや。答て曰、始皇此難を遁れ給ひし事は、琴の音の妙成にもあらず、只荊軻秦舞陽が運命の極る処、始皇の運のつきざる処也、然ども時至てその運の幸を得たる事は、琴の妙音に寄べし、琴も曲も弾ずる人も、共に三徳相叶によつて也。兵術に上古より、取みだれと云術あり、此術は人の気の怠をうつ事を専とす。左に気発する時は右おこたり、右に気発する時は左怠、左右に気発する時は両足虚也。眼に氣有時は耳虚也、此心をもつて立合のとり(二十四ウ) くみを伝ふ、始皇此術を常に学しける事有、小芸といへども時にとつて難を避られし者也、故に人は徒に日月を送事なかれ、大道を志として学するものは外の事也、其外若年の人はせめて小芸成とも心にかくべし、時至て必幸と成事有べし

或人問曰、一さい芸能其妙を得る道有や。答曰、所作によつて理を云者は、いまだ其芸の達人にあらず、それ／＼の所作の上にて付て心を了得して、心たゞしからずは、所作全からずと云事を得て、

心と所作と相合するをもつて（二十五才）其事の妙道得たりとす、たとへば弓を射る者、押手勝手に心を付、又は腹足腰に心を付、呼吸に気をつかふはいまだ達者とすべからず、是いまだ所作に害せらるゝもの也、又馬を乗者は、口先手綱鐙腰に心を付ぬるは、いまだ達人にあらず、刃をふるものも、かまへ、太刀筋長短遅速にかゝはるものは、いまだ達人にあらず、たゞ本心能其所作に相叶、理を離て所作なく、所作をはなれて理もなく、事理通達して、相かなはしめて、平生心是道と云、古人の語に達するをもつて、其妙を得たるを（二十五ウ）達人と云べし、故に一切の芸能、一

理妙道の伝受有、心をめぐらし開悟し給へ。
秦始皇、本は戦国七雄の中の其一也。六国を滅して周にかはつて天下をとれり。咸陽宮を立て、天下の財宝をついやし、又天下の美女を聚て大に嬌を長ぜり。されども北方に当て鞬鞞国有。彼を防む為に、万里の長城を築て、大きに天下を勞す。何事もわがなす事を天下の始として、善法也と定め、古人の善を悪法也となし、天下の智者を四百人集、驪山（二十六才）の谷に埋けり。次に天下にあらゆる書籍を悉集焼すたり。かくのごとくの悪將たるによつて、終に滅亡しけるもの也。然どもかゝる悪人も時勢つきざる時は、敵の手にとらはるゝといへども、わにの口を遁たる様あり。故に兵を挙、軍を出す人、能時勢を知て用ざる時は、必却て其身の禍を受べき物也。

文学強行

然に、彼頼朝は、去平治元年十二月、父左馬頭義朝がむほんによつて、すでに誅せらるべかりしを、生年十四歳と申、永暦元年三（二十六ウ）月廿日、北条蛭小嶋へ流されて、二十余年の春秋を送給へ

り。年来もあればこそ有けめ、今年いかなる心にて謀叛をは起されるぞと云に、高雄の文覚上人のすゝめ申されけるによつて也
評曰、天下の盛衰はたゞ道の善悪に寄べし。源氏を滅すものは平家にはあらず。たゞ源氏の無道なるが故也。平家を亡すものは又源氏にはあらず。唯是平家の無道なるが故成べし。然ば天下を争事道をもつてすべし。何ぞ人力の恣なるべけんや。（二十七才）

故に末世の人、文覚がすゝめけるによつて、頼朝むほんを起され、天下を持給ふと思ふ事なかれ。尤文覚此事をすゝめ給ひ、或は院宣までとりて与給ふと云とも、ほろぶる処の平家は無道なるが故也。持処の源氏は有道なるが故也。然ば畢竟を鑑時は、是皆知べき其故有によれり。あゝかなしひかな末世の人、是のみにあらず一切の世欲に付、其事を得る故有事をしらず。たゞ欲心のみさきとして、万事をなすが故に、却て其身の失を得る事（二十七ウ）多し。一毛一紙の得失といへども、みな是其故なきにしもあらず。故に小人の諫をふせぎ、賢人をなつくる事を専となし給へ。

抑此文覚と申は、渡辺の遠藤左近将監茂遠が子に、遠藤武者盛遠とて、上西門院の衆也。十九のとし道心を発し出家して、修行に出んとしけるが、修行と云はいかほどの大事やらん、ためいて見んとて、六月の日の草もゆるがずてらす日に、或片山の藪の中へはいり、はだかに成て仰きにふす。虻蚊蜂蟻など云毒虫ども、身にひしととりついて（二十八才）さしくひなどしけれども、ちつとも身を働かさず、七日までは起もあがらず、角て八日と云に起あがりて、修行と云は是ほど大事やらんと人にとへば、それほどならんにはいかで命も生べきと云間、扱は安平ごさんなれとて、頓て修行に出ける事

評曰、文覚の志をみるに、生死輪回をいとひ、仏果菩提を祈らるゝ志にあらず。たゞ難行苦行をなして、其行力を達せん事を志となし給ふと見えたり。さればこそ熊野の那智に三七日うたれ、或大峰へ(二十八ウ)三度、かづらきへ二度、或は高野、粉川、金峯山、白山立山富士山、出羽のはごろ、さうじて日本の難山、精進の神社仏閣へのみ詣給事、皆是難行の法をつとめて、いまだ如来真学の門には入給はず。かほどの大行をなし、所々の難所へ行、此身をすて給ふといへども、文覚いづれの処にても、本心を悟本性にかなふたと云事なし。たとひ又有といふとも、此文覚においては見性悟道の人にあらず。然ば難行は小乗外道の法に近くして、如来大乘円頓の旨(二十九才)には、沓に遠き事を知べし。されば儒道には、難行をば大きにいやしめたり。中庸曰、刃の上へのほつて死し、或は金銀ざいほう官位知行をばすつる事をばすべけれども、それ／＼の身の分限に有て、親には孝行をつくし、君には忠をつくし、老たるをば敬、いとけなきをば憐、仁義礼智に聞からずして、其心真実なる事は、行得がたしと云り。実に古より、命をば落花のごとくに思ひ、金銀財宝をば、ちりあくたのごとくにおもひける賢人、世に多しといへども、孔子(二十九ウ)周公のごとくなる人は、世にためしすくなし。故に聖人は中庸を行と云り。又仏道にはたゞ此中庸を本とせり。臨濟禪師曰、諸方に六度万行を説て、是を仏法とするものあらば、我はさやうの事をば仏法とはせず、是つらの事は莊嚴門仏事門也、是みなまことの仏法にあらず、或は持斎持戒をなし、頭に油をいたゞきてこぼさず、或は深山に一人住居、或は一食をなし、或長座をなして臥ず六時の行道をなし、又は頭目髓腦をうちくたか

るゝをもいとはず、或は国をすて、妻子をはなれ(三十才)七珍万宝をなげすつると云とも、皆是身心をくるしむるが故に、却て苦果をまねくべし、唯無事にして、行業純一ならんには劣りと云り。されば此無事は無過不及をもつて無事とすべし。末世に無事を守といふ学者、心をもつて無事をつくるふ。却て心中に万事有故に世の礼にたがひ、人を感しむる事多し。無事とはなんぞや。たゞ私の心なくして、世の仁義礼智にしたがふべし。すてに我なきときんば、何ものか事有べけんや。唯世の大道にまかせぬる時は、我即大道、大道(三十ウ)即我也。是を名付て、無事の人と云べし。然ば文覚の修行といふは、是小乗の業にあらずや

勸進帳付ながされ

其後文覚は、たかをと云山に行すまして居たりしが、神護寺といふ山寺有。此寺を修造せんとおもふ大願をおこし、勸進帳をもつて、院御所法住持寺殿へ参、大音声にてよみあげければ折節御前には、妙音院大臣殿琵琶をあそばされ、管絃の御遊有ければ、重て参れ御奉加有べしと仰られける処に、もんがく(三十一才)是非をわかたず、御坪の内へやぶり入、大音声を揚て、大慈悲の君にてまします、これほどの事などか聞召入さるべきとて、猶勸進帳を高らかに読上ければ、管絃も調子違、拍子もみだれけるが故に、何者ぞ狼藉也、外頸つけと仰下さるゝによつて、院中のはやり男、我さきにとすゝみけるに、資行判官といふ者すゝみ出て、何条子細を申ぞ、勸定で有ぞ退出せよと申ければ、文覚申けるは、神護寺へ庄を一処寄られざらんには、全出まじきとて、働かず。故に、よつて外頸をつかうどすれば、(三十一ウ)勸進帳を取なをし、資行が多ぼしをはたと打おとし、懐より馬のをにて柄巻たりける刀の、氷のや

うなるを抜持て匄けるあいだ、安藤武者是をめしとりける事

評曰、絶たるを続、廢たるを起すは、仏道においても開眼悟道の法師たり。されども堂塔仏客の破損を続起すのみにはあらず。第一仏法衰疲して、沙門の道絶果、名字の仏子と成、世欲名聞にくらまざるゝをあらため起すをもつて、絶たるをつぎ、すたれたるを起すとし、次に堂塔仏客(三十二才)を修造する也。然に此文覺、仏道をば発さずして、たゞ悉形をのみ修造す。心法を修せず外法を専とする人也。是真正開眼の沙門にあらざるもの也。其上勸進の事は、我他を進る時に、人志を發して、施す時は、是を受て、其事をいとむべし。人の思ひ入さる処を、しきりにこふは、是又非義たるもの也。問曰、經中に説ところ、仏衆生をして伽藍を修造し、形像を鑄写し、焼香散華して仏道を成ずと云事如何。答曰、達磨大師曰、仏の所説の經は、無量の(三十二才)方便有。一切衆生鈍根狭劣なるをもつて、如来眞深の義をさとらず、このゆへに有為をかつて無為にたどふ、故に己が心を正し其身を治め、家を斉るを眞の伽藍、眞の仏を安直すと云り。然に文覺、いまだ眞の伽藍を知ざる者也、しかりといへども、是小善の道なれば、迷の衆生の為には悪きにはあらず、只無為得道の為には、眞如を障る隔と成べし、故に仏法本一如たり、といへども、頓漸の二法有、又其頓法にも頓中の頓、漸中の漸有、是法本一如たりと(三十三才)いへども、人の利鈍同じからざる故也、今この文覺大乘頓悟の眼よりみる時は、大に外道の法に近き法師たるべし、次に資行判官文覺に多しを打おとされし事、沙門の外頸をつかんとおもふ誤有故にや、人を輕じ、其用心なきは不覺たるべし、又文覺法師のうでだて、釈氏の本意にあらず、折節御遊

の時なれば、重て奏聞申べき事也、然に神護寺に庄を一所寄られざらんほどは、全出まじきと申事、勸進にてはなくして、世の押乞と謂べき(三十三才)もの也、其上文覺、法衣の下に刀を帯する事、全仏の本意にあらず、不動明王の降摩の利劍、又大般若の利劍と云事、仏説に在といへども、是は自性の智恵をもつて、たとへて劍と云、如何となれば、煩惱妄想の敵を退治し、生死のきづなを切て、三界の火宅を出離し、法性の台に至が故に、智恵を利劍にたとへ、理を表して、不動は劍を帶し、多門はほこをよこたふるもの也、然るに文覺の劍、聊心得がたし、如何ぞ是、殺人刀活人劍の有にあらんや、(三十四才)そもや此劍刃上大難禍事禍事、自殺の劍たるべし。

文覺流罪に極けるに、庁の下部共、情を加て、御房は知人はもち給はぬか、遠路の事なれば、土産糧料などの用意も、なし、給へかしと申けるに、文覺、清水寺の觀世音へ文をまいらせんと申事、不審。是は觀音の別当房の事歟。若又觀世音菩薩の事ならば、不正の事也。それくはんをんぼさつは二十五の円通を達し給へば、文覺文をまいらせずとも、能其心を知給ひ、恵(三十四才)べき者をば頼まざれども恵給ふ。此文覺、眞の觀世音をいまだしらざる人也。故にかゝる悪逆をばなし給ふと、見えたり。されども此時は、下部梶取共に向ての方便の心も有ぬべし。縦方便の心得と云とも、又是方便の道にもかなふべからず。其上料紙の悪きには、物はかゝれぬといひ、或は、物は書得ぬぞ、己かけと申て、たけにも足らぬ下部などに、好言うでだて、眞の沙門にあらず。されども普門品曰、若無量百千万億の衆生有て、もろく(三十五才)苦惱をうけんに、是觀世音菩薩を聞、一心称名せば、觀世

音菩薩、即時に其音声をくはんじて、みな解脱を得と説給へば、誠に観世音へ文をまいらせんと申に、一心称名のくはんぜをを唱たる事有べき歟。この故なくして云べき事にあらず。必文覚が心中一義有べきもの也

文覚、伊勢国あの一津より舟に乗、三十一日の間、一向断食の事虚説たるべし。如何となれば、人間は三七日断食すれば。必命終もの也。若仏は通力自在にして、食せず（三十五ウ）と云は、釈尊は一生断食たるべけれども、其説経文にみえず。其外歴代の祖師又然ず。剩死して後にさへ、絵像木仏にだに食事を手向るなれば、是断食の説偽たる事あきらけし。臨濟禪師曰、飢来らば飯を喫し、眠来れば眼を合す、愚人は我をわらふ、智は即知と云り。然ば文覚は真正の道にあらざる事を悟給へ

平家物語評判秘伝抄巻第五之上終（三十六終才）

平家物語評判 卷之十

（外題）

平家物語評判秘伝抄巻第五之下目録

伊豆院宣

富士川合戦

五節沙汰

都還

奈良炎上

（白）

（目録オ）

（目録ウ）

平家物語評判秘伝抄巻第五之下

伊豆院宣

其後文覚をば、当国の住人、近藤四郎国高におほせて、奈古屋が奥にぞすまはせける。去程に兵衛佐殿おはしける、蛭小嶋もほどちかし、文覚常に参り、御物語ども申けるが、或時もんがく、兵衛佐殿に申けるは、平家には小松大臣こそ、果報も目出度おはしましたけれども、運命の末に成やらん、去年の八月身まかり給へば、今は源平の中に、御辺程天下の將軍の相もちたる人はなし、早く謀叛（一才）起させ給ひ、日本国随給へと云ければ、兵衛佐殿宣ひけるは、その事ゆめ／＼思ひも寄らず、我は故池禪尼に助られ奉りたれば、其恩を報ぜんが為に、毎日法華經一部転読し奉る外は、又他事なしと宣ひければ、文覚重て申けるは、天の与るをとらざれば、却て其咎を受、時至て行ざれば、却て其殃をうくと云本文有、かやうに申せば、御辺の御心をかなびかんとて申とや思召候らはん、其義にては候はず、先御辺の為に、志の深き様を見給へとて、懐の中より、一つの（一ウ）髑髏をとり出して、是こそ御辺の父左馬頭殿の頭よとて見せ奉り、頼朝の心を傾て、謀叛をすゝめ、京都に登て院宣を取まいらせける事

評曰、それ時至て兵をあぐるに、義によつて挙ざる時は、身の害となるもの也。されば殷紂王は、悪逆超過して、五逆十悪を作給ふによつて、天下の者うとみ憎といへども、其財祿勢有間は、彼財祿にめで、勢に恐て、小人奸人利をむさぼらんが為に、悪人と知ながら、親み仕へん事をたくみと（二才）す。然は其詔の為には、彼人の機嫌に随ん事を思ひ計、様々の悪事をすゝむる者也。されば紂王色を好給ふ時は、姐己と云る美女を近付て、偏に色にふけらしめ、彼女縁に随て、小人おほくの官祿を貪。

或、紂王、殺害する事を興じ給へば、奸人其機嫌に随て、孕たる女の腹をさきて御覽あれとすゝめて、様なき悪事をなさしめ奉る。故に紂王の伯父に比干と云賢人有けるが、かゝる悪人左右に近付、悪道のみすゝむるによつて、様々の諫をいれ(二ウ)奉れば、奸佞の学者、君の機嫌をはからひて、聖人の胸には七つの穴有と申さふらへば、あはれさやうの人あれかし、其人の胸を割、末代のためしに是を見ればやと、申聞るによつて、紂王比干が胸をさきて、是を見給ふ事有。されば末世と云ども、大名小名によるべからず。其君の好処をば、縦我心中にも、悪きと思ふといへども、己が利欲の貪の為に、其事をすゝめ奉り、聖人も子有ば、淫を断ぜざる証拠有、仏も金銀を宝とすればこそ、極楽浄土の家造は、なへて(三才)こがね也と説たりといひ、或は聖人賢人は古より名有て実なし、よく一生を偽似せたるをこそ、聖賢とは申候へ、如何して人間と生れて、慾心なかるべきと云て、君にたゞ悪道をすゝめ奉る者、其色其品同しからずといふとも、其分々に応て、世に諂小人なしと云事有べからず。此故に君としては、我心にかなふ事をのみ諫者は、皆悪人もと、知給ふべし。故に良薬は口に苦く金言は耳にさかふといへり。されば此語は、世人なへて知といへとも、あまき(三ウ)を食て其身を害する事は、蜜をぬる刃をなむるがごとし。口にうましといふとも終には其舌をそこなふべし。故に悪王といへども、彼小人姦人むらがり有間は、輒これを亡がたし。此故に周の文王は、此時身の徳を厚し、聖人賢人をたつね愛し給へり。されば太公望といへる聖人、徳をひそめてかくれ有ければ、彼者をたづね求て、自行むかひ、天下を治る大道の師となし給ひ、民をなづけ武を愛し給ふによつて、上下

此文王におもひ付けりといへども、一度(四才)一天の主たる人を諸侯として亡さん事、義に当らずとて、一生の間は兵を拵させ給はず。其後文王の御子、武王の時に成て、天下の者、殷紂王にくるしめられ、哀武王の御なさけましまさば、紂王を亡し給ひて、天下のものゝ苦を助給へかしと、なげきかなしむ者多によつて、其時武王万民を憐給ひ、義兵を起し給ひて、牧野と云ところにて合戦をなし給へば、紂王終に戦に負て、鹿台云台にのぼり自火をはなつて焼死たり。故に是を名付(四ウ)て、義兵とは申也。然に文覚其道理を弁給はず、天下將軍の相を持たる人は御辺に過ず、はやく謀叛起させ給へとすゝめられける事、更に心得がたし。然どもこの時平家の運命つきぬるしるし多し。又頼朝時の人に勝て智謀勇才ふかき大将なれば、かく見立給ふ事、一向無智にはあらず。然其文覚一生の行迹によつてみる時は、全天下盛衰の源を悟知て諫給ひたるにはあらずたゞ其身平氏にそむかれ、流人となつて成たる憤ふかく有けるによつて、其心根(五才)より此事を諫給ふもの成べし。故いかんとなれば、文覚実に天下の盛衰を知らば、いかんぞ重て維盛の嫡子六代を取たて、よしなき謀叛を企、隠岐国へながされ、一生の終をば、角徒になすべけんや。是憤深き人なる事明し。されば頼朝、文覚が諫を卒爾に用給はずして、我は池の禪尼に助けられ参らせければ、其報恩の為に、毎日一部の法華経をよみ奉るよりほかは、他事なしと申されける事、誠にふかき心得有人成べし。読誦のくどく一天四海に及(五ウ)ぬる事、此一言にあらはれたる事有。外に文覚一つの髑髏をとり出し、御辺の父左馬頭殿の頭也とて、見せ給ふ事、実、不実は知らざれども、謀叛すゝむる心は偽なき人成べし。此人平家に

そむかれたる人なれば、源氏に敵すべき故なし。其上又、頼朝も
同じ流人の事なれば、其志いたはるむねも有べし。次には此法
師、一筋は勇気を存る強ものなれば、この人をたばかり、平家へ
忠進すべき気情の法師にもあらず。是、心より謀叛をすむる人
成べし。若尋常（六才）の者などにおいては、弥心を緩すべき事
にあらず。故に頼朝の心得、誠に深き智謀を兼給へり。然は末世
の人、唯其徳を厚くして、其時を悟、一切に真実を見了し給へ。
然らば敵より偽来るといふとも、却我利となり、或一往敵う
たがふ事有とも、終には其信にふくすべし。あゝかなしひ哉末世
に至らば、互に疑の心をもつて、万事を執行、なす事皆偽多
かるべし。故に其事又、敵人に察して、其なす上を謀によつて、
弥其身の害と成べし。信をもつて（六ウ）する時は、天もあざむ
き給はずして、天下に有ては泰平、国家に有ては長久成べし。謹
て此事を了見おはしませ

伝曰、源三位頼政、文覚に常々謀を合、天下の源氏諸国の地頭
の心を引見させ給ふといへり。頼政の嫡子、伊豆守仲綱の策
にて、文覚を伊豆国、頼朝の近所に流しをかれし事、兼て計謀有
と云り

伝曰、治承四年四月九日の夜、源三位入道、平相国清盛を討亡べ
きの用意、年来有といへども、時勢を得ざるによつて、一院第二
の皇子（七才）高倉宮をすゝめ奉り、東国の源氏に令旨をくださ
るべき旨を申上けるによつて、其折節陸奥十郎義盛と云者有。彼
は廷尉為義の末子なりけるが、在京して有けるによつて、彼をか
たらひ給ひ、頼朝木曾義仲等に令旨をくだされたるによつて、同
四月二十七日に、義盛は伊豆ノ国に着て、頼朝に令旨を参らせける

と云り。頼朝其時衣服をあらため給ひ、先男山の方に向て三度礼
拝なし給ひて、此令旨を頂戴有けり。然に其時頼朝、北条四郎時
政の娘とちぎり、いもせの中浅からざりけるに仍（七ウ）時政頼
朝に無二の心なかりければ、先此人をひそかに召て令旨を取出し
ひらき給ひて、時政の色を見給ひけるに、時政受悦給ふ気色を見
給ひて、頼朝、大事本望の始終成就せりとて、御よろこび有と云
り。

伝曰、高倉宮御謀叛の事露見し終に南都にてうたれさせ給ひ、三
位入道頼政も自害したりければ、国々に令旨を下されたる源氏追
討有べき由、其沙汰頻也。故に散位康信といふもの、北条の館へ
使者をもつて、此旨頼朝に告知らしめ（八才）奉る。此康信が母
は、頼朝の御乳母の妹也ければ、とし久敷平氏の有様をしのび
／＼に伊豆へ告しらしめ奉りけるもの也。然るに時政に向て、此
趣を申させ給ひければ、時政曰、此事既露頭の上は、時政遁べ
きにあらず、はやく其用意有べし、先君よりの使者をもつて累代
の家人等を語、御覧有べしと申けるによつて、藤九郎盛長に、小
忠太光家を相添られ、治承四年六月二十五日に、三浦次郎義澄、
千葉太郎太夫種頼、兩人のかたへ使者をつかはされ、（八ウ）兩人
同二十七日の晩に、北条に参じ、頼朝に對面し奉り、先京都の事
は此兩人此年月在京して、先月下向す。是によつて審に告奉り、
軍の評議夜明る迄有と云。

同二十八日に、北条の一門并に、頼朝累代の御家人相寄て、事の
評議有ける処に、土肥次郎実平申けるは、古の法を承候に、
軍を起す時は、良將必、將の職を定らるゝ事有と承候、日本は
神国にて候へば、先寺社の僧徒神主等をかたふけられ、神押の儀

式候事然るべしと申ければ、(九才)頼朝恵をふくませ給ひ、それは頼朝二十四年以来、肝胆をくだきて祈奉れば、定て靈神も忠護あらんと思ふもの也、併先当国にて源家の事をおもひすてざる社僧あらば、よびてたび候へと仰ければ、時政使者をたて、走湯山の住侶、文陽坊を召寄せ、頼朝御対面有て仰られけるは、頼朝、心中に所願有て、一千部の法華経を誦誦す。然ども八百部に及て、いまだ一千部に満ず、今暫事のいとに得がたし、八百部にしても先仏陀に啓白なし奉り、後日に転(九ウ)読なすべきと思ふはいかにと仰られければ、文陽坊承て、くるしからざる由を申是よつて即文陽坊に仰られて、啓白の儀式行る。其文章は、文陽坊心得て、平家追討の祈禱を申。頼朝聞召御感有て、一大事を思召たゝるゝ由仰らる。文陽坊承て申けるは、凡古より日本の良将、みな威を神にかりて、天下の権をとる事多し、故に君も神を敬拝おはします事肝要に候、僧徒の承る道は、当時箱根の別に仰付られ候べし、但急の御事は愚僧もかたのごとく承べし、神祇の事は(十才)邦道、昌長等に仰らるべしと申ければ、尤然べしと仰られ、先三位平兼隆を亡べきと思ふはいかにと仰られければ、文陽坊申けるは、其義においては先愚僧が案内を御待有べしと申て帰けるが、果して三日過て、源家天下の将輩と成給ふべき瑞夢有とて、北条殿へ厚紙一枚にするして参らせけるが、其中の文曰、当国伊豆ノ国に平家の一流有て、暴逆を犯もの有。是必先亡べし。走湯山の権現、箱根の権現、并相模鶴岡の八幡、北条の館より、白羽の矢三(十ウ)筋、山木の在所にはなち給へば、童子三人飛行して、是平氏誅罰の戦、初敵の首なりとて、首二十七、源家の兄大將軍の実見に入奉ると見たるよし、走湯山の

小法師、十三歳に成ける者が見たる夢也としるしとどめたり。是よつて北条の一門喜悅して、兼隆を亡さるべきよし、頼朝に諫奉ると云り

富士川合戦

去程に福原には、公卿僉議有て、今日も勢のつかぬさきに、いそぎ討手をくださるべしとて、大將軍には小松権亮少将維盛、副將軍(十一才)には、薩摩守忠度、侍大將には、上総守忠清を先として、都合其勢三千余騎、九月十八日辰の一天にみやこを立て。明十九日には、旧都につき、十月十六日には、駿河国清見が関にぞ着給ける事。

評曰、治承四年九月二日に、大庭三郎景親、早馬をもつて、頼朝謀叛の由を忠進仕ける処に、十八日までの長僉議は、淨海并大將宗盛の愚才故也べし。さうじて遠国より、かやうの忠進仕る時は、先速に飛脚をもつて、彼謀叛人の近国近郡へ、地頭に御教書をつるはされて、早く敵にしたしまざる策有(十一ウ)べし。次には道々の大名に名に至る迄、疑しき者には、早く其謀を廻し、時日を経ずして、討手をつかはすべき事也。然に平家の人々、十九日までの僉議有ながら、勢のつかさる間に、はやくうつてをつかはせとは何事ぞや。尤勢のつかさるさきに、討手をつかはさんと思ふ心根は智有に似たり。然ども心にのみはやりて、其事をいそがざれば、徒にしておもはざるにはしかじ。さうして愚人のならはしには、何事ぞ急の事ふり来りたる時には、心中にのみ煎焼ごとくに思ひはかり、もだへこがるゝ様(十二才)なれども、其事曾てはかゆかざるもの也。是皆其心顛倒するが故に、いとまなく、その事なすとおもふ様なれども、悉同所のみ其心有て、

つなげる犬の、柱をめぐるが如なるもの也。其上敵を責に、勢のつかぬうちに押寄せむるといふに其心得有。いかんとなれば、勢のまだつかずして、はやく敵に聞付られ、其勢なくして、用意なき古城などに執籠ぬれば、是其人の智謀足らざるが故なるによつて、この所にはや、戦ざれとも負たるし有。又さやうの敵を聞付て、勢(十二ウ)のつかざる先に押寄うてとて、安々と大軍を出して向時は、かやうに治なしたる方に、戦はざれども勝べきしるし明ならずや。然ら軍の勝負、強に勢付さるさきに向ふのみにあらず只よく治なしたる方に在べし。能治なしたる方、まして敵陣の不勢なる時にむかふ時は、猶々龍の雲を得たるがごとくなるべし。然に平家の諸待、頼朝に向て勢のつかぬさきと宣ふ事、兼て天下の位をしらず。たゞ方寸の間をのみ知て、角宣ふものなるべし。其上討手の大將軍には、能々其人の(十三才)気情をえらひ、智謀勇義の有人を遣すもの也。故に大公は、大將をえらふ能をいふ時、に、勇と智と仁と信と忠との五つ有者を大將となすといへり。たとひ末世にして此徳五つまで有人なしとはいふとも、時の人にすぐれたる人をつかはすべき事也。さればにんげんの形、根本一理より生ずといへ共、分れて三十二相あり。此三十二相の善相、心中と相合する人を、仏といひ、聖人といふ三十二相の形、容顔美麗也と云とも、心中、其形美麗なるがごとくならざる人は、名付て外(十三ウ)道天魔と云へし。形いやしと云とも、心中に三十二の善徳有人を又、有徳の君子、正身の仏といふ也。此に今説ところは、形と心とあひ応ぜずして、人の害をなし、道の禍となる品を挙てするす。一には形きびしくして、心拙者あり。二には形正直にして、心中盗をするもの有。三に

はかたちうやくしくして心中高慢なるもの有。四には形謹ふかくして、心中に敬なき者あり。五にはかたち万事に委見えて、心中むごきもの有。六には万事堪忍深みえて、心中不実なる者有。七には形智謀を(十四才)好て、心中に疑多き者有。八には形勢根にして、心中ならざるもの有九には形信有て、心、不信なるものあり。十にはかたち勇有て、心臆たる者有。十一には形謙て、心中に人を軽ざるもの有。十二には弁口達者にして、心中無智なる者あり。以上の十二は、人のかたちと、心、応ぜざる悪相也。大將を扱事、此所を鑑に知て、たつるものなり。然に平氏の大將軍、いづれも此悪相有人也。小松の権亮少將維盛は、形勢根にして、心中成ざる人也。故に其一生の終を見べし。薩摩ノ守忠度は、かたちつゝしみふかくして、心中敬なき人(十四ウ)也。形勢根にして、心中成らざる者は、難をしのがずして兵衆不和也。形つゝしみ有て、心中敬なきものは、人をあなどり天道に逆ふ。されとも此時平氏に良將なし。よきを撰まなければ、悪をとをさくる臣なし。天下の明暗は、天上一輪の日月にあり。天下の治乱は、君一人の邪正に在。是入道相国一人の邪より起て、今天下かくのごとくに乱たるもの也。故に後世の人主、其本を正して、末を愁事なかれ

今度頼朝に討手の大將軍をつかはされけるに、承平天慶の蹤跡は、とし久く成て準がたし(十五才)とて、讃岐守平正盛が、前対馬守源義親追討の例を追て、鈴ばかり給て下されける事

評曰、人皇十代崇神天皇の御宇癸巳年、始て將軍の号を定給ひ、四道にわかちつかはされ、王命を背やからを退治せられしより以來、必朝敵追討の大將軍には、帝より節刀を給例有。彼大將軍た

るべき人を禁中へ召れ、近衛階下に陳を引、内弁、外弁、の公卿参列して、帝王宸儀南殿へ出御成て、先忠義の節会を行れて、君宣下せらるゝ事は、軍旅の事は將軍に任られ畢。此下さるゝ処の節刀を以、朝敵首を刎、人民の(十五ウ)憂悩を助よと宣ひて、即將軍に節刀を下さるゝ者也。されば古、朝に敵するやから、大石山丸、大山ノ王子、山田の石川、守屋大臣、曾我入鹿、大友真取、文屋宮田、橘逸成、氷上河次、伊予親王、大宰少貳、藤原ノ広嗣、恵美押勝、早良太子、井上広公、藤原ノ仲成、平ノ將門、藤原ノ純友、安倍貞任、宗任に至る迄、朝に敵するもの退治の將軍には、いづれも節刀を行れずと云事なし。然に此時に当て、いかなれば義親追討の例とて、鈴ばかり給り、剩雑色の首にかけさせてくださるゝ事、更に宜き(十六才)法にあらず。かくのごとく天子より將草の任輕き時は、其外の者いかなぞ其大將を敬べきや。されば孫子も將能而君に御せざるものは勝と謂て、勝て能大將のするまゝにして、君の方より軍のさしひきなき時は、戦に勝と云り。是よく其將軍を貴敬して、其威權を高くせんが為也。されば唐漢の文帝の御時、夷大きに責入事有。其時刘礼と云ものを、霸上と云所へ遣、周亜夫と云者を細柳と云所へつかはし、夷を防せられける時に、文帝心もとなく思召(十六ウ)先刘礼が、かためたる、霸上の陣へ行幸有て見給へば、霸上の軍ども、文帝の御出を聞て、何も甲をぬいでおくりむかへ奉る次に亜夫が陣へ行幸有ければ、細柳の軍兵ども、弓を引劍をぬいて、防ぎ守て入奉らず。文帝の斥候是を見て、天子の行幸成けるぞ、道をひらけと云ければ、軍兵ども申けるは、軍中にては將軍の下知にあらざれば天子の詔をも聞ずと申て、猶々陣をかためけ

ば、又帝恵をふくませ給ひ、事の由を仰ぐだされて、軍中の礼義をもつて、將軍にあはせ給ひて、汝誠の(十七才)將軍たり、霸上の陣は未若大將也と宣ひて、弥亜夫を貴給ふと云り。故に異国にても、大將をたつる時には、其法なしと云事はあらず。前漢の韓信といへる者は、高祖の御内に兵糧奉行などの類なるものも、檀をかざりて是にのぼらしめ、漢王下にて礼拝をなし給事有て、是皆天下をたもつべき志有故也。兵法曰、凡国に難あれば、君正殿避、將を召てこれに詔して曰、社稷安危はひとりの將軍に在、今某(十七ウ)国不臣、願將軍帥を帥て是に応ぜよ。將既命を受けて、乃大史に命じてトせしむる。齊する事三日、太廟にゆいて靈龜をきり、吉日を卜してもつて斧鉞を授、君廟門に入て西面にしてたつ。將廟門に入て北面にして立。君親鉞を操て首を持って將に其柄を授て曰、是より上天に至るまでは將軍是を制せよ、復斧を繰て柄を持って將に其刃を授て曰、これより下洩に至るまでは、將軍是を制せよ、其虚を見るときんばすなはちすゝみ、其実を見る(十八才)ときんばすなはちとゞまれ、三軍をもつて衆しとして、敵を輕ずる事なかれ、受命をもつて重として必死する事なかれ、身の貴を以て人を賤ずる事なかれ、独見をもつて衆に違事なかれ、弁説をもつて必然とする事なかれ、士いまだ坐せざるに坐する事なかれ、士いまだ食せざるに食する事なかれ、寒暑必おなじうせよ、かくのごとくする時はすなはち士衆必死力を尽し、將已命を受たりといへり 口伝

伝記曰、小松ノ少將維盛、源家追討の為に下(十八ウ)られける事、節会の義もなく、摂政殿より御馬をくだされけると也。さて又、

案主には兵衛志清方也。新都の人民朝敵退治の將軍には、輕じたる例かな、是時の威なき故也、よろしからぬ事哉とつぶやき申けると云り。

伝曰、平氏の大將軍、小松ノ羽林、数万騎を引ぐして発向するのよし、其きこえ有。故に頼朝箱根の一揆あらん事を恐て、先相模ノ国早河の庄を、箱根権現の御供所に寄らるゝと云り。其後十月十六日に、平氏の大將軍、駿河手越につくよし、其告有。故に頼朝相模ノ国に打出給。(十九才)爰に大場三郎景親、平家に加らんと欲して、一千騎の兵を催して打出るといへども、頼朝の先陣はこねに充滿の間かなはずして、河村山に引籠。藤九郎盛長、佐々木三郎同意に申上けるは、御門出に彼を御退治有べき歟のよしを申。頼朝仰られるは、大札は細謹を省ず、彼等に眼を懸べからずとて、事にもし給はず。唯道々の神社に出所の御判を下され、或は願書等の事あげばされて、駿河の国へ御出なされ、十八日にきせ川に着せ給ふ。同二十四日に矢合有べきと評定有。同此日北条殿(十九ウ)甲斐信濃の源氏を引ぐし、二万余騎にて参会せらる。頼朝御対面有て、合戦の評議御隠密の事暫有といへり。先ひそかに人をつかはし、伊豆の松崎より、箱根山、足高山の尾、須戸、飛名山、岩本まで人をつかはし、加嶋の江にて挙る火の相図の火次第に山々にて大きにかゝり火を焼べきよし仰遣はさる。又佐竹四郎折節京都に在番せしによつて、彼が女房のかたよりの文にしとゝめて、雑色に出たゝせて、侍一人つかはさる。源氏の勢の多き事をいはせ、又は平家の勢の多(二十才)少を見せしめ給ふ策ども有と云り。これ良將の法、先勝て後に戦ふ事を知べし。これ、忠清を召て申されけるは、足柄を打越て広みへ出、軍をせ

んと宣ふ事愚也。凡軍は、先敵の虚実を察して、其利によつて進退するもの也。然に此時はや、頼朝の先陣足柄を打越、きせ川に着、本陣は箱根山中に支たり。然に先の案内をも察せずして、足柄を越んと宣ふ事愚將也。又忠清が返事に、福原を出し時、入道殿仰られるは、軍をは忠清にまかせさせ(二十ウ)給へところそ、仰候ひつれと申ける事、是又將を輕ずる返答礼義にあらず。其上時の大將軍を、下として欺事、是敗軍第一の相にして、士卒の不和なるしるし也。凡兵を用る道、謀をもつて始とす。いまだ戦ざる時、先大將の賢愚、敵の剛弱、兵の多少、地の險易、兵糧の虚実を計て、此所に悉勝て後に、兵を出すべきもの也。然るに維盛其法を知らず、妄に兵をすゝめんと有事、是靡軍と云べし。忠清か申けるは、伊豆駿河の勢の参べきだにいまだ一騎もまいらず、みかたの御勢七万余騎(二十一才)とは申せども、国々のかり武者、馬も人も皆疲果て候、東国は草も木も皆兵衛佐に随付て候へば、何十万騎かあらん、唯富士川を前に当。みかたの御勢をまたせ給へと申ける事

評曰、是大なる愚案也。伊豆駿河の勢一騎も参らぬと申さば、士卒必後を恐べし。又御方国々のかり武者也と申さば、諸人の心はげむべからず。又人馬ともに、疲たりと申さば、敵聴て謀すべし。是一定味方敗べきの時也。一向河をわたし、舟を破り死戦に用るものならば、自然と利有べきに(二十一ウ)臆病なる大將に、又疑有兵を引ぐして、逃べき用意して、河を前にあて、備る事、是大なる不才也

鬼一伝記曰、凡軍中にしてものいはざる事は、みかたの不吉を云へからず。又敵の吉事を云べからず。云べき事を云とは、敵の不

吉を云べし。是軍中の定法也といへり。兵法曰、巫卜を用、敵の美を談ぜしむる事なかれと云り。又佐藤庄司子孫遺書二曰、軍旅に向て検見に参し、大将敵の旌色如何ととひ給はゞ、定て悪しと答べし。勢の(二十二才)多少いかほと、諸人の聞所にて問給はゞ、三分一に申べし。隠して問給時は、有のまゝに申べき事秘伝也と云り

大将軍維盛、実盛を召て、汝ほどの強弓、東八ヶ国にはいかほど有ぞと問給ふ事、是思慮なき問事也。譬実盛一人に極ればとて、我にまされる強弓なしとは申がたき事也。其上東八ヶ国は、関東の長国にして、人の心も事業も東のうちにては才芸有。如何ぞ強兵もなかるべき。譬なしといへばとて、天下わけめの合戦に、十人二十人の強弓の有無(二十二ウ)によつて、合戦の勝負のあらんや。凡軍の勝負は、一には大将の徳不徳、二には兵の和と不和、三には地形の善悪によるべし。敵になき強兵みかたにあればとて、実盛一人して此敵を防にあらざ。いづれに付ても無益の尋事成べし。是臆病の故によつて問給ふ事也。故に将を論ずるには勇をもつてさきとせり。

実盛が申分忠才の武士にあらず。不審き申事也。いかなる心にてや角は申つらん、又覚束なし。多分愚より出たるもの(二十三才)成べし。みかたの兵疑恐、敵聞て説いさむべき事なれば、必陣中にして大将たる人、其者の智の浅深をしらすして事をとふ事なかれ。

源氏の篝を焼を見て、あなおびたゝしのげんじの勢やとて、平家、おそれしかと智なし。頼朝石橋山の合戦に打負給ひてより以来、相山の内、堀口の辺まで、遁しのび給ひし時、つきしたがふ者は

土肥次郎実平一人也。それより箱根山永実が宿所を宿房として、忍まし／＼けるといへども、(二十三ウ)いまだ勢つかず。其後頼朝智略有て、東国の武士を傾給ふといへども、東八ヶ国の武士漸三分一也。記所の人数上下七千五百と有。是筆を起すに、敵の虚実をうかがふ事を知らずして、火の光に心を動しける事、愚と云に足らず。是偏に平の入道年来不義を事とし、天下の大名上下の武士にうとみ果られしが故に東国へ心を通ずべき便なくして、通音をうしなふによつて、敵の多少をも知らず、時至て迷惑するもの也。此時平家と源氏を見よ。戦ざる所に勝負備(二十四才)て明也。勝負の占に、出る日の勝、入日の負と云事、此所に在。口伝多し

伝曰頼朝遠江国と駿河の間に、所々に人を出し、東国はみな源氏に随て、人数山野に充滿、甲斐信濃の兵ども起て平氏の後をかこむべきよし沙汰有など云せられしと云り

平氏の兵、富士沼の水鳥のたつに驚て敗北する事、是大将の不才によつて、音に転ぜらるゝは、耳の惑所也。凡軍中にて物の音を聞事大事也。耳目は昼夜用る(二十四ウ)物也といへども、昼は目をもつてさきとし、夜は耳をもつて先とす。音を聴事天地の聴と云事有。又物の聴と云事有。此二つは音声の大事也。大将知らずんばあるべからず。口伝

伝曰武田太郎信義、窃水裏の上手をもつて、平家の陣中の事をきかしむるに、上下の兵源氏を恐る事のみ。故に頼朝の御前に参じて申上けるは、敵中の様を承候に、上下恐るゝ気色多見え申候間、一驚驚し候はゞ、敗北すべきと見え申候、それに付て見候へば、此沼に事外水鴨おりて見え候間、彼を(二十五才)追

立候ひなば、必此羽音に驚て、敵陣さはぎ候べし、其色によつて是を討べく候はゞ、事安候べし、と申ければ、鳥の羽音に兵驚様有や。信義申けるは、譬様候らはずとも、人の心恐時は、心なき草木も鬼神のやうに見え、犬猫の啼声迄すさまじき事は、古今の様にて候らはずや、其上異国にも晋の国元帝の孫、孝武帝の時、符堅と云夷百万の兵を帥て乱を發す、武帝の臣、謝玄と云もの、小勢を以て是を防時に、辻風吹起て、諸鳥立さはぐ、是に驚て夷敗北仕事有、今もつて同じかるべし(二十五ウ)と申上ければ、さらば汝こしらへて見よと仰ければ、信義、強弓をすぐり、矢に鈴をゆひ付、一同に沼の上を射させければ、諸鳥驚て立事夥し。是によつて平氏敗北すと云り。

伝曰平家の侍大将、上総守忠清、將軍に申けるは、駿河遠江の武士とも今日まで馳参候はざる事は、是東国の武士ども、皆源氏に心を合するが故也。此所にして戦事かなひがたし。引退て先西海を利し、謀を外に構らるべしと申。是によつて將軍已下、天の明るを待ずして、俄に帰陣なし給ふ時に、飯田五郎家義、同(二十六才)子息太郎、一門八百余騎、河をわたし、平氏を追討にうつ。平家の侍には、伊勢ノ国の住人、伊殿次郎一人かへしあはせ相戦、討死すと云り。即此度平家の陣敗北する事は、信義が智略いみじきとて、武田太郎信義をもつて、駿河国を守らしめ給ふと云り。

平氏大将、師の法をしらず。敵に向ひ策なきが故に、此軍打負給へり。若良將たらば頼朝の謀を転べきもの也。むかし前漢の時、魏王、豹と云人、はしめは漢王にくだり、後に病と称していとまをこひ、国に帰て謀叛して、項羽に降り(二十六ウ)けるを、

漢酈生云ものを遺し豹をうたせられける。韓信兵をもつて臨晋と云所に陣を取、船を調、臨晋と云川をわたらんとしければ、豹が兵備をかため居たりけるに、韓信ひそかに兵を引て、夏陽といふ所より、桶酒かめなどをもつて人数をわたし安邑と云魏王の本城へ押寄ける故に、魏王驚て臨晋より引かへしけるを、道に兵を伏置て戦、大きに敗り、魏王を生捕、魏国を悉たいらぐ。此心をもつてみる時は、平氏の諸將敵にのみ随事を欲して、敵をしたがふる(二十七才)事を欲せず。豈戦て利有事を得んや。兵法曰、千章万句人を致して人に致されずといへり。

五節沙汰

けんじ追討の大將軍、少將維盛、富士川にて一戦とげず、福原へ帰りのぼられけるに付て、入道清盛大きに怒、維盛をば鬼界嶋へ流し、忠清をば死罪に行べしと宣ひける事

評曰、入道の怒尤理有といへども、かくのごとくものを大將となしてくだされける事は、是併入道の眼智明ならざるが故也。そのうへ(二十七ウ)人を罰する事は、凡、心の怒によつて罰すへきにあらず。只天地の大法をもつて刑罰を行べし。若入道此兩人に向て、正義を尽事如何せんとならば、平家の諸侍をあつめ、この兩人を召出で、此度汝等軍功を遂げず、沓々と下りたる詮なく、徒に民力をつからかし上落する条、是未練第一と云、且は武門の大法に背り。凡軍は懸引の時有といへ共、此たび一戦にも及ばざる条、是末代の不義也。汝等死罪にも行へけれども、且は入道が誤も有。いかんとなれば、是ほどの不道仁を大將(二十八才)軍とし下しける事よと、人の見聞尤理有ぬべし。故に此たひは重罪ゆるすもの也。但後日の功を励、今日の辱をすゝかずん

ば、今の罪終に遁べからず。是此たびの不義、全入道一身の誤有によつて、汝等罪するにあらず。第一には君、第二には天下の為也とて、先暫禁獄せしめて然べきものならんか。然に罪は維盛に多かるべきに、忠清をば死罪にをこなひ、維盛をば流罪に行はんと宣事、是正刑にあらず。縦忠清に罪多といふとも、維盛は孫也。其上時の大將軍也。忠清は家人也。(二十八ウ)殊に侍大将なれば、罪は維盛を重しとすべし。故に是又入道の刑罪順愛の非法多しと謂へきもの也

忠清死罪の評議有処に主馬判官盛国か、すゝみ出て申けるは、此忠清を日来不覚人とは存知候はず、彼が十八のとし、五幾内一の悪党二人取籠たるを、誰も召とらんと申者なきに、忠清一人して、一人は討取、一人は生捕たる者也申事

評曰、それ人の心中、無智不才の者も、時至て勇有時はかやうの働有もの也。さればとて其人をもつて、至れるよき人とは定がたし。凡武士の(二十九オ)頭たる者は、唯徳をもつて上とし、才智をもつて中とす。白昼に悪盗を討取たればとて、忠清を能人とは申がたし。されども入道の怒を和らげ無事をつくるふべき幸の詞には、角も申べき物歟。時の義如何決しがたし。されば末世には人の智徳をもつて、武の善悪を云ず。時の仕合によつて、剛義を以人を討殺したるものは、心よき武士として、ひとのかしらとなす事、是智の不足第一とすべし。故に良将明君の下にては、人、禄を得るもの也。愚将暗君の下にては、禄、人を得る(二十九ウ)もの也。如何となれば、其人の才智徳によつて禄をとる時は、是人より禄を得るとすべし。ろくをもつて、人の形をのみ見て、人を求めて禄を与时は、禄、人を得ると謂べきもの也

維盛勸賞の事評するに足らず。何の忠功によるや。同十二日入道相国の四男、頭中将重衡進官の事

評曰、已に天下に大乱起る事、是平家橋を長過して、歴代の摂家、或大将公卿殿上人を閣、無例の官職を越、天下の武士を蔑になす故に、事極て天下大にみだれ、討手(三十オ)を下すといへども、叶はずして却て敵に制せられ、既世のほど危、大事此時に極れり。然功なき維盛に勸賞行はれ、今又重衡に官位をすくめ、内裏造出の節会など行れける事、是却て乱を治る謀にはあらずして、禍を求る基たるべし。是平氏弥亡べきの相也。故に後世の大將、是を謹給へ

都還

此段入道相国の不道より起て、王法を掠、天下の政道、私曲の安きに任ず。故に寺社の法礼を破る時は、南都山門の大衆、動日吉(三十ウ)山王の神輿をふり下し奉事を嫌て、天下の人民の労苦を起す。己一身の安きを求めんと欲すといへども、天地もと不義を立ず。故に又本都にかへり給事、天道の正理凡夫として曲がたき事を知べし。悪業超過の人なれば、くはしく評するに足らず

奈良炎上

入道相国南都を攻らるゝ事、是却て己を攻也。いかんとなれば、今すでに関東に頼朝義兵をあげ、天下の源氏悉同意し、又累代平氏の家人も、平家を背。此大敵をもちながら、(三十一オ)なんぞ故なき沙門を攻べけんや。縦古の讐心中に在といふとも、外に是を頭べき事にあらず。唯衆徒長本の気情を察し、其人の好所をもつて是をかたむけ、親処をもつては是を和らげば、自衆徒きぶくすべし。然に入道相国十二月十一日、重衡の朝臣を園城

寺に遣し、衆徒と合戦せしめ、悉く大衆を攻亡さんとす。故に南都の衆徒是を聴て、同罪遁べからざる事を知て、平氏の謀にも随ず、王命をも貴ずして、終に焼亡するもの也。是入道禪門の不義より起て、仏法王法（三十一ウ）の規則悉く破滅する事此時也

南都の衆徒、真の沙門にはあらず。無智の俗人也。故に俗人の上に付て、此評をなし、曾沙門の沙汰をまじへず。先関白殿より、南都の衆徒の方へ、右官別当忠成をくだされ、幾度も存る旨あらは申上べしとて、宣下有処に、衆徒其使をたよりとして、平氏滅すべき策をめぐらさざりし事、是智謀にくらしと謂べし。南都衆徒の長本、軍用の大法をしる時は、いかにも柔和をかざり、内に謀をふかくし、関東の起るを待（三十二才）て、時の利に乗じて、事を発する時は、必利有べきに、曾て其計略なくして、平家を怒らしむる事のみを尽事愚也。但真の沙門ならば此沙汰にも一向及べからず。たゞ世尊正覚の真法によつて、事用の捨有べきもの也

伝曰、関白殿より、南部の大衆をはかつて、和睦をつくるふよし、康信が老母の方より忠進するによつて、鎌倉にて此事談合有て、南都の衆徒の義兵を挙げ、誓を、云ふくめ上せられけると云り。天下に兵を（三十二ウ）起すは、天下の人の気情を察し、国々所々に軍有など申せば、弥大敵ほるぶるの理有によつて也。実にふかき慮也

問曰、兵法の元旨はいづれをもつて本とし候哉。答、三略をもつて本とす。問曰、三略の始文如何是を開説するや。答、それ天下を治の道は、ふかく聖心を学し、賢人を求、忠功を賞禄し、民

の心を察し、下の苦みを救ひ、志を万民と同せん事を要とせり。上安きを愛する時は、下必くるしむ事多し。上に快の事をいましむる時は、下を恵功多し。（三十三才）何自制せずして、外を責る事を用んや。故に美女乱酒遊興を恣にせざれ。親けれども不義を賞せざれ。疎なれども忠功を賞せよ。三略曰、主将の法は務英雄の心を撃と云るは是也。英雄とは万物に長たるの心、万物の長は人也。人の長は国王、国王の長は正心也。国王邪心なる時は匹夫に劣り。故に桀紂は国王たりといへども、夏の桀王、殷の紂王に似れりと云事を諸人喜ず。顔回関子騫に似たりといへば諸人恵をふくむ。故に万物の長は正心也。正心の人を聖人と云、如来と云、賢人と云、権者と云、名将といふ。（三十三ウ）是即英雄の心をとる也。凡今本朝の人道を察るに、五種の道有。曰、公家也、武家也、出家也、商家也、民家也。此五道いづれか世をくるしめ、何か世を安ぜんと察るに、公家世を恣にせず、出家世をくるしめず、民家国を費さず、商家天下を背ず。是皆武家に随てもつて世を送る。公家は武家守護を得、其官にのぼり、出家その名を高くし、民家其苦樂を得、商家其財を得。然時は諸民を勞し諸民を安ずべきの源は、正しく武家に在、更に他なし。故に武家徳を厚し大道を専（三十四才）とする時は、徳四海におよび、万民を救事大に利益有べし。所以に国家を治るの源は君によつて成ず。君善人を用る時は世人挙て善を修す。君不善を愛する時は、世挙て邪を行ず。上に橋深ければ、下のくるしみ日々長す。下苦む時は世必乱る事安し。是をもつて太公曰、衆と同靡を好ば成らずと云事なし、衆と同靡を悪は傾ずと云なしと云るは是也、それ敵をたいらげ国を治る道は、善人を用に、

善人は他を恵み私曲を正して、志天理と行を同す。故に敵なし。忠臣自聚、奸人自退。(三十四ウ) 世上又糧の乏は、上に事の多して、下を疑の心ふかきによる。必上に事多ければ、下に役しげし。下に役しげき時は、民定て苦。民苦時は糧乏し。かくのごとくの時に至て、みちをもつて補事なくんば、果して有情無情の類、命をうしなはずと云事なし。上、下をうたがふ時は、遠路の諸士を天下に聚。故に往還にいとまなくして道路に人馬疲、下上を諂て、或美興珍物をさげ、或乱舞猿樂等をもつて疑を除かんと欲して忠功とす。故に大に禄を費して、諸士日々(三十五才) 勞。其責処の源は、苦皆民に責。民責を得て苦則ば、次第に其勞上に報、終生命をうしなふ時有べし。古人曰、汝より出しものは汝に帰するの理也と。君子是を悟て善人を用て、政を問。古の明君徳人を求事諸書に詳也。善人を求ずして小才を廻し、制法を下し、日々には是を改といへども、彼をたすくれば是苦み、是を安ずればかれ勞て、終に益有べからず。爰をもつて太公曰、国を治め家を安するは人を得ば也、国を亡し家を破は、人をうしなへば也、と云るは是也(三十五ウ) 凡天地の間有情の類、悉己が快の事を好。其好處のわざ五つ。曰、食也、淫也、禄也、名也、遊也。此五事を貪て、世人みな生命を失。然といへども其先ずる所の物は食也。天を飛翅、地をかける禽獸、悉其餌によつて聚。況心ある類其餌に随ずと云事なし。故に上好で慾を恣にする時は、下の志必背。上万人の為に己を戒、下の志を恵則、善人内外に満て、賢士国に聚。是其志を察て、衆を得るにあらずや。是をもつて太公曰、氣を含の類咸願其志を得と云事は是也(三十六

終才)

平家物語評判秘伝抄卷第五之下終(三十六終ウ)

付記

本研究は、JSPS 科研費 23K00301 ならびに令和五年度大妻女子大学戦略的個人研究費 (N2305) の助成を受けたものである。主たる翻刻部分については、中世自主ゼミによる輪読の成果に基づき、小井土の責任の下に取りまとめたものである。

(受付日：二〇二四年六月五日、受理日：二〇二四年七月十二日)

小井土 守敏(こいど もりとし)

現職：大妻女子大学文学部日本文学科教授



筑波大学大学院博士課程文芸・言語研究科単位取得退学。筑波大学文学部科学技官、昭和学院短期大学を経て、大妻女子大学に勤務した。専門は中世軍記文学。『曾我物語』を中心に『保元物語』『平治物語』『平家物語』について研究を行なっている。

主な著書：『曾我物語 流布本』(武蔵野書院)、『流布本 保元物語 平治物語』(共著、武蔵野書院)、『大妻文庫 曾我物語』上中下(共著、新典社)、『二松學舎大学附属図書館蔵奈良絵本 保元物語 平治物語』(新典社)、『長門本平家物語』一〜四(共著、勉誠出版)他

A Reprint of “*Heike-monogatari hyoban hiden shou*” (5)

Moritoshi KOIDO¹, Sakura KAKEI²

¹ Department of Japanese Language and Literature, Faculty of Humanities,
Otsuma Women’s University

12 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8357 Japan

² Graduate School of Literature, Doctoral Program (First Stage) Course in Japanese Literature,
Nishogakusha University

6-16 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8336 Japan

Key words : Heike Monogatari, Note, Reprint